

岐阜市福祉有償運送に係る管理体制に関する要綱

平成18年 3月30日決裁

改正 平成18年 9月29日決裁

改正 平成20年 3月28日決裁

改正 平成20年 6月 3日決裁

改正 平成23年 3月26日決裁

改正 平成23年 6月 9日決裁

改正 令和 4年 1月12日決裁

改正 令和 4年12月 7日決裁

改正 令和 7年 6月16日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第49条第2号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）に関し、事故時における連絡体制、苦情に係る記録及び対応をする体制並びに運送主体（福祉有償運送を行う者をいう。以下同じ。）における福祉有償運送の条件の確保の管理体制及びその責任者を明確にすることを目的とする。

(管理体制)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 管理責任者 福祉政策課長

(2) 管理担当者 福祉政策課長が指定する職員

2 管理責任者及び管理担当者は、運送主体から次条及び第4条の規定により事故発生及び苦情処理に関する報告を受けた場合は、状況の把握に努め、適切に処理を行うものとする。

3 管理責任者及び管理担当者は、運送主体における福祉有償運送の条件の確保について、第5条の規定による報告を受け、確認を行うものとする。

(事故発生に関する報告)

第3条 運送主体は、福祉有償運送に係る事故が発生した場合は、省令第51条の25第2項に規定する記録の写しを市に提出するものとする。

(苦情処理に関する報告)

第4条 運送主体は、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情の申出があった場合は、省令第51条の30第2項に規定する記録の写しを市に提出するものとする。

(福祉有償運送の基準に係る報告)

第5条 運送主体は、運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日付け国自旅第145号国土交通省自動車局長通知）及び別表第1に定める運営協議会（岐阜市福

社有償運送運営協議会要綱（平成17年9月8日決裁）に基づき設置された岐阜市福祉有償運送運営協議会をいう。以下同じ。）が定める福祉有償運送の基準を確保していることを、次に掲げる方法により市に報告するものとする。

- (1) 3月、6月、9月及び12月の各月末日現在の福祉有償運送の実施状況について、福祉有償運送運営状況報告書（様式第1号）、旅客の名簿（様式第2号）及び身体状況等、態様ごとの会員数（様式第3号）を、各月の翌月の15日までに市に提出すること。
- (2) 福祉有償運送に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条の2第1項に規定する輸送実績報告書を岐阜運輸支局長に提出する際には、その写しを市に提出すること。
- (3) 新たな旅客として福祉有償運送により運送しようとする者がいる場合においては、原則としてその者を運送する10日前までに、新たな旅客として運送しようとする者に係る報告書（様式第4号）に当該者に係る運送を要する区分に応じ、別表第2に定める書類を添えて市に提出すること。

2 前項第3号の規定による書類の提出については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（福祉有償運送に係る変更事項の報告）

第6条 運送主体は、福祉有償運送に関し、法第79条の7第3項の規定により軽微な事項の変更を国土交通大臣に届け出る際には、当該届出に係る書類の写しを市に提出するものとする。

（運営協議会への報告）

第7条 管理責任者は、福祉有償運送について運営協議会に諮ることが必要であると認めるときは、運営協議会の会長にその会議の開催を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月9日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年1月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第5条関係）

運営協議会が定める福祉有償運送の基準

損害賠償措置の基準	対人賠償及び対物賠償ともに、1人につき限度額無制限である任意保険（共済を含む。）の契約を締結すること。
-----------	---

別表第2（第5条関係）

新たな旅客として運送しようとする者に係る報告書に添付する書類

区分	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
省令第49条第2号イ （身体障害者）	承諾書（様式第5号）等	身体障害者手帳の写し
省令第49条第2号ロ （精神障害者）	承諾書等	精神障害者保健福祉手帳及び市外の福祉有償運送運行区域において福祉有償運送の旅客として認められていることを証する会員証等の書類又は福祉有償運送の旅客となる者の移動制約の状況に関する診断書（様式第6号。以下「医師診断書」という。）の写し
省令第49条第2号ハ （知的障害者）	承諾書等	療育手帳及び市外の福祉有償運送運行区域において福祉有償運送の旅客として認められていることを証する会員証等の書類又は医師診断書の写し
省令第49条第2号ニ （要介護認定者）	承諾書等	介護保険被保険者証の写し
省令第49条第2号ホ （要支援認定者）	承諾書等	介護保険被保険者証及び市外の福祉有償運送運行区域において福祉有償運送の旅客として認められていることを証する会員証等の書類又は医師診断書の写し
省令第49条第2号ヘ （基本チェックリスト該当者）	承諾書等	介護保険被保険者証及び市外の福祉有償運送運行区域において福祉有償運送の旅客として認められていることを証する会員証等の書類又は医師診断書の写し
省令第49条第2号ト （肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者）	医師診断書の写し等	市外の福祉有償運送運行区域において福祉有償運送の旅客として認められていることを証する会員証等の書類又は医師診断書の写し

(あて先) 岐阜市長

運送主体名

福祉有償運送運営状況報告書 (年 月 日現在)

報告事項	報告内容			添付書類
会員登録者数 ※ () 内は市外に住所を有する会員の人数	(1) 身体障害者	人	(うち市外) 人	会員の異動があった場合は、旅客の名簿(福祉用)(様式第2号)
	(2) 身体障害児	人	(うち市外) 人	
	(3) 精神障害者	人	(うち市外) 人	
	(4) 知的障害者	人	(うち市外) 人	
	(5) 要介護認定者	人	(うち市外) 人	
	(6) 要支援認定者	人	(うち市外) 人	
	(7) 基本チェックリスト該当者	人	(うち市外) 人	
	(8) その他の者	人	(うち市外) 人	
	合計	人	(うち市外) 人	
精神障害者、知的障害者、基本チェックリスト該当者及びその他の者((3)・(4)・(7)・(8))の会員の身体の様子の状況等				
使用車両数及び装置、装備等	リフト付		台	使用車両を変更した場合は、自動車登録簿の写し
	スロープ付		台	
	回転シート付		台	
	その他 ()		台	
	合計		台	
損害賠償措置状況	対人		新たな保険契約を締結した場合及び使用車両を変更した場合は、道路運送法施行規則(以下「省令」という。)第51条の26に規定する損害賠償措置の内容が確認できる書類の写し	
	対物			
	搭乗者			
	その他			
運送の対価				
運送以外の対価				
運転者数	人			運転者に異動があった場合は、省令第51条の23第1項に規定する運転者等台帳の写し
研修、講習等の実施状況				省令第51条の23第1項に規定する運転者等台帳の写し
管理運営体制				運行管理の体制を変更した場合は、省令第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類の写し
輸送実績 (年 月～ 年 月)	運送回数		回	
	運送人員		人	
	収入		円	
運転者の違反件数 (年 月～ 年 月)	件 (人)			違反の状況、再発防止対策等報告書
事故発生件数 (年 月～ 年 月)	件 (うち 件は発生時に報告済)			事故報告書(省令第51条の25第2項に規定する記録の写し)
苦情件数 (年 月～ 年 月)	件 (うち 件は発生時に報告済)			苦情処理簿(省令第51条の30第2項に規定する記録の写し)

旅 客 の 名 簿
(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

- イ

身体障害者
- ロ

精神障害者
- ハ

知的障害者
- ニ

要介護認定者
- ホ

要支援認定者
- ヘ

基本チェックリスト該当者
- ト

その他（肢体不自由、内部障害、精神障害その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
6 級			要 介 護 1		
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		
3 級			要 介 護 4		
2 級			要 介 護 5		
1 級			合 計		
			要支援認定者		人 数
			要 支 援 1		
			要 支 援 2		
合 計			合 計		
精神障害者		人 数	要支援認定者		人 数
3 級			要 支 援 1		
2 級			要 支 援 2		
1 級			合 計		
			基本チェックリスト該当者		人 数
			基本チェックリスト該当者		
合 計			合 計		
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
軽 度			肢 体 不 自 由		
中 度			内 部 障 害		
重 度			知的障害（認定者を除く。）		
			精神障害（認定者を除く。）		
			そ の 他		
合 計			合 計		
総合計					

年 月 日

（あて先）岐阜市長

運送主体名

新たな旅客として運送しようとする者に係る報告書

福祉有償運送の旅客として運送するため、新たに会員を登録しましたので、下記のとおり報告します。

氏 名	
住 所	
旅客区分	イ 身体障害者 ロ 精神障害者 ハ 知的障害者 ニ 要介護認定者 ホ 要支援認定者 ヘ 基本チェックリスト該当者 ト その他の者（肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者） ※ 新たな旅客として運送しようとする者の旅客区分（道路運送法施行規則第49条第2号イからトまでに掲げる要件）について、該当するものに○を付すこと。
移動制約 の 状 況	新たな旅客として運送しようとする者が、道路運送法施行規則第49条第2号に定める「他人の介助によらずに移動すること」及び「単独でタクシー等の公共交通機関を利用すること」が困難であるとの要件を満たしていることについて、心身の状態・症状などの状況を具体的に記入すること。
添付書類	☐ 身体障害者手帳の写し（全てのページ） ☐ 精神障害者保健福祉手帳の写し（全てのページ） ☐ 療育手帳の写し（全てのページ） ☐ 介護保険被保険者証の写し（全てのページ） ☐ 市外の福祉有償運送運行区域において福祉有償運送の旅客として認められていることを証する会員証等の書類の写し ☐ 福祉有償運送の旅客となる者の移動制約の状況に関する診断書（様式第6号）の写し 該当する添付書類にチェック☑すること。

年 月 日

（あて先）岐阜市長

承 諾 書

私は、新たな旅客として福祉有償運送を利用するに当たり、岐阜市が福祉有償運送を利用するための要件※を確認するために必要な範囲で、岐阜市が保有する私の情報を閲覧することに承諾します。

新たな旅客として運送しようとする者

住所

氏名

⑩

※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

※ 18歳未満の場合は、左の余白に親権者全員の
氏名を自署し、又は記名・押印してください。

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） 抜粋

（自家用有償旅客運送）

第49条 法第78条第2号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであって、次に掲げるものとする。

（1）（略）

（2）乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、**次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難**であると認められ、かつ、**単独でタクシー**（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシーをいう。）**その他の公共交通機関を利用することが困難**な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあっては、第51条の29の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者

ニ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

ヘ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

様式第6号（第5条関係）

福祉有償運送の旅客となる者の移動制約の状況に関する診断書

氏 名		年 月 日生
住 所		
1 他人の介助によらずに移動することが困難であると認められる理由 ※ 心身の状態・症状などで移動が困難な状況を具体的に記入してください。		
2 単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難であると認められる理由 ※ 心身の状態・症状などで公共交通機関の利用が困難な状況を具体的に記入してください。		

1及び2の理由により、他人の介助によらずに移動すること及び単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難であると診断します。

年 月 日

医療機関 所 在 地

名 称

医師の氏名